

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年7月30日 |
| 【会社名】 | エムスリー株式会社 (旧会社名 ソネット・エムスリー株式会社) |
| 【英訳名】 | M3, Inc. (旧英訳名 So-net M3, Inc.) (注)平成21年6月22日開催の第9回定時株主総会の決議により、平成22年 1月1日付で会社名を上記の通り変更しました。 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 谷村 格 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝大門二丁目5番5号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月22日に提出いたしました第10期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

-

記

当社は、当社子会社であるメビックス株式会社（以下「メビックス」という）の過年度決算において、売上の前倒し計上等の不適切な会計処理が行われていたことが判明し、平成22年4月30日付でメビックスが過年度決算を訂正したため、当社における当期の第1四半期から第3四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出しました。一方、当社は、当該不適切な会計処理を原因とする損失計上を当期の四半期連結財務諸表、財務諸表及び連結財務諸表に反映していなかったため、当期の各四半期決算及び年度決算の訂正を行うこととしました。

これは、当社の決算・財務報告プロセスにおいて、臨時的に発生した事象を適切に会計処理に反映するためのプロセスが不十分であったために生じたものです。

上記事実は、当事業年度末後に発覚したため、当該重要な欠陥を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

-